

郵送による書面の通知について（受付日：令和7年5月13日）

Q 郵送による書面の通知は、職員の事務負担や郵送料等の経費が、かさんでいると思う。

法令上、デジタル化することに問題が無い通知は、デジタルでの通知に切り替えてはどうか。

A 本市では、現在、行政手続きにおいては、住民票の写しや証明書などの各交付申請、児童手当などの各受給申請及び税金の納付などについてオンライン化を進めており、効果的・効率的な行政サービスを提供することにより、市民の皆様の利便性向上に努めております。

また、今後は書面の通知や対面での確認が義務付けられているアナログなプロセスの見直しを進め、デジタル化による利便性をさらに向上させるとともに、職員の負担軽減や業務の効率化も図っていく予定です。

総務部 デジタル推進課
総務課